

特記事項（協定書の参考事項）

宮代町の負担の対象となるもの

- 1 協定第1条の「費用負担の対象」の詳細な内容は、次の表のとおり。

	宮代町が負担する費用（費用負担の対象）	
新施設の建設に係る費用 (協定第1条第1号)	(仮称)久喜市新ごみ処理施設整備運営事業に関する施設整備請負契約書(令和4年8月8日締結)の規定により、事業者から請求される費用のうち、 <u>賑わいと呼んでいる機能の建設費相当額</u> 並びに <u>国交付金及び地方債に対する地方交付税相当額を除いた費用</u>	新ごみ処理施設本体の建設
新施設の維持管理に係る費用 (協定第1条第2号)	(仮称)久喜市新ごみ処理施設整備運営事業に関する運営業務委託契約書(令和4年8月8日締結)の規定により、事業者から年度ごとに請求される費用	新ごみ処理施設の運営費
新施設の建設に必要な費用 (協定第1条第3号)	盛土工事費、設計・工事監理費、上・下水道工事費、付替道路工事費、進入道路改修費、水路改修費、電気・ガス工事費、調整池造成費 及び 人件費の相当額に係る費用	インフラ施設の建設費

宮代町が負担する金額

- 2 協定第2条の「負担額」の算出方法は、次の表のとおり。

	宮代町の負担割合	宮代町の負担額	
新施設の建設に係る費用 (協定第1条第1号)	21.4パーセント (令和4年度の久喜宮代衛生組合の負担金算出の割合)	特記事項1の「新施設の建設に係る費用」の項の費用負担の対象に、左欄の負担割合を乗じた額	新ごみ処理施設本体の建設
新施設の維持管理に係る費用 (協定第1条第2号)	全体の10パーセントを久喜市及び宮代町で均等に按分した割合、並びに90パーセントを久喜市及び宮代町のごみ処理量の総量のうち宮代町のごみ処理量の割合で按分した割合の合計	特記事項1の「新施設の維持管理に係る費用」の項の費用負担の対象に、左欄の負担割合を乗じた額	新ごみ処理施設の運営費
新施設の建設に必要な費用 (協定第1条第3号)	21.4パーセント (令和4年度の久喜宮代衛生組合の負担金算出の割合)	特記事項1の「新施設の建設に必要な費用」の項の費用負担の対象に、左欄の負担割合を乗じた額	インフラ施設の建設費

※ 上記のごみ処理量は、協定書別紙第2条第1項の規定を適用する。

※ 上記の方法により算出した負担額に、端数などの算出誤差額が生じた場合は、協議によりその額を調整する。

※ この協定の締結の際に算出した負担額は、「新施設の維持管理に係る費用」を除き、再算出及び精算は行わない。

宮代町が負担する建設費から国交付金・交付税措置を差し引いた額

※ 協定書第2条第2項に規定する宮代町の負担額は、(仮称)久喜市新ごみ処理施設整備運営事業に関する施設整備請負契約書の締結時点(令和4年8月8日)においては30億7千万円とする。

20年後の施設運営契約の更新時、宮代町の施設利用条件も継承される

3 協定第2条第4項の趣旨により、宮代町は、新施設の稼働期間中、新施設においてごみ処理を行うこととする。

不可抗力(物価上昇、外部要因など)により生じる増額

4 協定第3条第2項の増額のうち、物価上昇を起因とする場合の算出の「起算日」は、次の表のとおり。

	起算日	
(仮称)久喜市新ごみ処理施設整備運営事業に関する施設整備請負契約書	新施設整備運営事業の入札日 (令和4年3月25日)	新ごみ処理施設本体の建設
(仮称)久喜市新ごみ処理施設整備運営事業に関する運営業務委託契約書	新施設整備運営事業の入札日 (令和4年3月25日)	新ごみ処理施設の運営費
(仮称)久喜市新ごみ処理施設整備運営事業入札説明書の別紙2業務範囲及び別紙3リスク分担	新施設整備運営事業の入札日 (令和4年3月25日)	新ごみ処理施設の建設費&運営費
新施設の建設の業務に必要な契約書	協定の締結日 (令和 年 月 日)	インフラ施設の建設費

宮代町から久喜市に分割払いする期間

5 協定第4条第2項の「期間」は、次の表のとおり。

	期間	
新施設の建設に係る費用 (協定第1条第1号)	協議により決定した年度から令和33年度までの間 (ただし、久喜市及び宮代町の協議により期間を変更できる)	新ごみ処理施設本体の建設

新施設の維持管理に係る費用 (協定第1条第2号)	令和9年度から令和28年度までの20年間	新ごみ処理施設の運営費
新施設の建設に必要な費用 (協定第1条第3号)	協議により決定した年度から令和33年度までの間 (ただし、久喜市及び宮代町の協議により期間を変更できる)	インフラ施設の建設費

解体費の負担方法等に関する協議事項

- 6 協定第5条の規定による協議事項は、宮代町が新施設の解体に備えて予め負担することとなる解体費相当額、負担開始年度、年度ごとの負担額、支払先、支払方法、積立方法、清算方法、停止条件等とする。

- 7 協定第6条の「余熱利用施設等」の費用の詳細な内容は、次の表のとおり。

	費用負担の対象	宮代町の負担割合	宮代町の負担額
費用の詳細	余熱利用施設のうち温浴施設及びトレーニング室並びに公園のうち新ごみ処理施設と集落との緩衝帯相当の建設費相当額に係る費用	21.4パーセント (令和4年度の久喜宮代衛生組合の負担割合)	「費用負担の対象」の欄に規定する費用に、「負担割合」の欄に規定する割合を乗じた額

余熱利用施設・公園の整備に対する宮代町負担分は売電と相殺する

- ※ 宮代町の負担額は、協定第6条第2項の規定により、宮代町分のごみを処理する際に生じる売電額と相殺する。
- ※ 上記の相殺の方法は、宮代町分のごみから生じる電気事業者からの売電収入を久喜市が受領することで行う。
- ※ 宮代町分のごみから生じる電力に係る化石燃料代替効果は、宮代町に帰属する。

今回整備する財産(土地・建物等)は久喜市に帰属する(久喜市の所有となる)

- 8 協定第7条の「財産」は、次の表のとおり。

	財産
新施設	建物、土地、それらに付帯する施設及び設備
余熱利用施設	建物、土地、それらに付帯する施設及び設備
(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園	建物、土地、それらに付帯する施設及び設備